

「生物多様性情報発信ツール制作及び広報支援業務」仕様書

1. 事業名

生物多様性情報発信ツール制作及び広報支援業務

2. 事業目的

生物多様性は私たちの暮らしには欠かすことができないものであり、生物多様性から得られる様々な恵みを、将来世代も含めた全ての人を受けられるよう、その維持・充実を図る取組が必要である。しかしながら、都市化やライフスタイルの変化等により生物多様性は危機的な状況にある上、生物多様性の認知度や行動する人の割合は低い状況にあることから、人々に対し、理解と行動を促進することが、喫緊の課題となっている。

大阪府では「大阪府生物多様性地域戦略」を策定し、教育現場や企業等への普及啓発に取り組んでいるが、自然に一定関心を持つ府民に向けた情報発信にとどまっており、生物多様性について知らない、もしくは、詳しく知らない層への情報発信が不足している。そのため、消費者視点での生物多様性と暮らしに関わる ICT を通じた情報発信ツール「おおさか生物多様性なび(仮称)」(以下、「なび」という。)を構築し、普及啓発を進めることとしている。

本業務は、府民が生物多様性の情報を分かりやすく知ることができる Web サイトを制作し、効果的に広報することで、生物多様性を身近なものとして問題意識を持ってもらい、生活における行動変容が促進されることを目的とする。

3. 契約期間

契約締結日から令和 7 年 3 月 31 日 (月) まで

4. 委託上限額

5,258,000 円 (税込) ※本事業を履行するすべての経費を含む

5. 委託事業内容

本事業で実施する業務は次の(1)(2)とする。なお、業務の実施にあたっては、大阪府(以下「発注者」という。)と十分に協議・調整をすること。

(1) 生物多様性に関する Web サイトの制作・運用業務

以下の仕様を元に、Web サイトを制作すること。

【コンセプト】

- ・主なターゲットは、生物多様性について知ってはいるが、保全につながる具体的な行動を認知していない層とする。
- ・日常的な行動と生物多様性とのつながりを理解し、気づきや行動変容につながるものとする。
- ・生物多様性の保全に資する商品や店舗の情報が得られる内容とする。

【コンテンツ】

- Web サイトを制作する上で、以下①～④は必ず満たし、その他必要な内容があれば盛り込むこと。
- Web サイトの名称について、企画やデザインに合致し、親しみやすく覚えやすい名称を発案し、発注者と協議の上決定すること。

①別紙1の内容を参照し、日常生活の5つの場面（食べる・暮らす・リフレッシュ（アウトドア/旅行）・リフレッシュ（インドア/近場の気分転換）・働く（仕事/社会活動））において、行動がどのように生物多様性につながっているのか、どのような行動をすれば生物多様性保全につながるのかを、イラスト等を使用し、分かりやすく示すこと。その際、別紙1で示した認証制度についても触れること。なお、内容の正誤に関する監修は府が行うものとする。

②①の行動に関連する商品や店舗の情報について、「おおさか生物多様性応援宣言」登録団体の商品や取組みからリストアップし、リンクを貼るなど、行動に移しやすい仕様とすること。なお、掲載の許可は受注者が得るものとする。

(参考サイト)

おおさか生物多様性応援宣言（大阪府）

<https://www.pref.osaka.lg.jp/midori/seibututayousei/ouensengen.html>

③行動科学やしかけ学といった手法等を活用し、生物多様性保全の目的以外に、お得/健康になる/楽しい/楽になるなどの仕掛けを組み込み、無理なく継続できる行動変容を促す仕様とすること。

(例) ポイント制度、クイズ、ゲームなど（既存サイトとの連携も可能）

④効率的な更新と拡散を図るため、Web サイトと府又は一般の SNS（Instagram や Facebook）を組み合わせる展開できる仕様とすること。なお、府の SNS は、提案内容に応じ、生物多様性に関する独自の SNS を立ち上げる予定である。

(例) SNS の投稿を Web サイトに取り入れる

Web サイトのコンテンツを SNS で発信しやすい仕様とする など

(参考サイト)

【生物多様性関連】

- 堺いきもの情報館（大阪府堺市）

<https://www.sakai-ikimono.jp/>

- 京いきものミュージアム（京都府京都市）

<https://ikimono-museum.city.kyoto.lg.jp/>

- かごしま生きものラボ（鹿児島県鹿児島市）

<https://kagoshima-ikimonolabo.jp/>

- おおさか生物多様性ひろば（大阪府）

<https://www.pref.osaka.lg.jp/midori/seibututayousei/>

【行動変容関連】

- ・SDGs を実践するための暮らしのヒント（環境省）
<https://www.env.go.jp/nature/morisatokawaumi/patternlanguage.html>
- ・Osaka ほかさんマップ（大阪府）
<https://www.osaka-hokasan.jp/>
- ・へらそう食品ロス（大阪府）
<https://www.osaka-foodlosszero.jp/>
- ・大阪産（もん）データベース（大阪府）
<https://osaka-mon.org/>
- ・アスマイル（アプリケーション）（大阪府）
<https://www.asmile.pref.osaka.jp/>
- ・大阪府 脱炭素ポイント制度（大阪府）
<https://www.pref.osaka.lg.jp/eneseisaku/datsutansopoit/>
- ・なにわ農空間 HOTORI（大阪府）
<https://naniwa-noukuukan-hotori.com/>

【運用・保守】

- ・スマートフォン・タブレットなど、各種の端末に対応する構成・デザインであること。
- ・大阪府職員がシステムの運用を行えるよう、編集・更新しやすいWeb サイトとし、専門知識のない職員でも理解できる編集・更新マニュアルを作成すること。
- ・維持・管理（保守・メンテナンス等）にかかる費用が安価になる仕様とすること。

【提案事項】

上記の【コンセプト】を考慮し、【コンテンツ】の内容を含むWeb サイトの企画や構成、デザイン案（方向性）を提案すること。

その際、以下の点を明記すること。

- ・閲覧者を引きつけ、再訪を増やすデザインや工夫についての提案
- ・別紙1の内容を、オンライン上で分かりやすく学べる仕様についての提案
- ・行動に関連する商品や店舗情報の集め方に関する提案
- ・無理なく継続できる行動変容を促す仕掛けについての提案
- ・SNS を組み合わせて展開できる仕様についての提案
- ・Web サイトの編集・更新作業がしやすい仕組みについての提案

(2) 制作した Web サイトを周知するための広報手法の立案

(1) で制作した Web サイトについて、多くの府民の目に触れるための広報を実行すること。

【提案事項】

Web サイトが多くの府民の目に触れるための広報手法と想定される効果を提案すること。

- ・ 目標とする閲覧数は、令和 6 年 11 月～令和 7 年 2 月で月間平均 3,000PV 以上とする。
- ・ 立案にあたっては、以下の項目例を参考に、様々な要素について検討し提案すること。

(項目例)

- ア) 発信する媒体 (SNS、サイネージ等)
- イ) 発信にあたっての連携・協力先
- ウ) 拡散手段
- エ) 想定される閲覧数 (どれだけの府民に届くか) 等
- ・ 契約期間内に計画的かつ効率的に進行できるよう、広報計画 (全体の広報スケジュールの策定、費用等) を提案すること。

※提案にあたっての留意事項

- ・ Web サイトを多くの府民に効果的に閲覧してもらえる創意工夫を凝らした活用方策であること。
- ・ 話題性、拡散性が期待できる活用方策であること。
- ・ 契約期間内に計画的・効率的に進行しつつ、ターゲットの行動変容が達成できるような計画・体制・費用配分となっていること。

6. 事業の実施体制、スケジュール及び業務遂行能力

- ・ 契約期間全体を通じて、事業を実施していく上で十分な運営体制が整備されていること。
- ・ 過去に本事業 (ホームページの制作等) と類似した事業の履行実績を有している場合は、事業実績申告書に明記すること。

【提案事項】

- ・ 事業実施体制及び人員 (所有する資格や技術) について提案すること
- ・ 本事業と類似した過去の業務の実績を明記すること
- ・ 契約期間内の全体スケジュール (Web サイト制作及び広報) について提案すること

7. 事業スケジュール

日時	事業内容
令和6年6月上旬	・ 事業開始
令和6年9月30日まで	・ Webサイトの素案完成
〃	・ 発注者と協議のうえ素案を修正
令和6年11月1日まで	・ Webサイト公開・運用開始
〃	・ 広報手法に基づく広報の実施
令和7年3月1日	・ 目標閲覧数達成の検証
〃	・ 発注者と協議のうえ必要に応じてWebサイトを修正
令和7年3月21日まで	・ 広報、及び、Webサイト修正完了
令和7年3月31日まで	・ Webサイトの運用 ・ 成果物納品、事業終了

8. 委託事業完了後、発注者へ提出するもの

- ・ 受注者は、事業終了後速やかに、5. 委託事業内容に関して実施内容・結果等を記載し、以下のものを発注者に納品すること。（詳細は別途協議とする。）

- (1) 事業完了報告書
- (2) Webサイトの設計書
- (3) Webサイトの発注者向けの編集・更新マニュアル
- (4) Webサイトの開発したプログラム 一式
- (5) その他発注者が指示するもの

【納品形態】

- ・ (1) は正副1部ずつ納品すること
- ・ (2) (3) 及びその他関係書類を、A4版を基準として各1部提出すること。また、その電子データ及び(4) (5)、その他電子データをCD-R又はDVD-Rにより1部提出すること。

9. 委託事業の実施状況の報告

- ・ 受注者は、契約締結後、定期的に進捗を報告するものとし、Webサイトの素案完成までに発注者と複数回打ち合わせ協議を行うこと。
- ・ 必要に応じて、本事業の実施状況を書面により発注者に報告すること（報告様式自由）。
- ・ 受注者は、事業が著しく遅滞した場合などは、発注者の求めに応じて原因の分析、課題の抽出、改善策の策定など必要な措置を行い、その結果について書面で報告すること。
- ・ 発注者は、事業内容等について臨時に報告を求めることがあるため、協力すること。

10. 書類の保存

- ・ 受注者は、全ての証拠書類を整備し、事業年度終了後5年間保存すること。

11. 委託事業の実施上の留意点

(1) 経費について

- ・本事業に要する画像等の著作権及び使用料、情報発信等の費用は、全て委託金額内に含むものとする。万が一、委託金額を超えた場合は、受注者が負担すること。

(2) 著作権及び個人情報の保護等について

- ・本事業の成果物及び成果物に使用するため作成したすべてのもの（原稿及び写真、データ等）の著作権（著作権法第 21 条から第 28 条に定める権利を含む）、情報（個人情報を含む）等については、発注者に帰属するとともに、本事業終了後においても発注者が自由に無償で使用できるものとする。
- ・受注者は著作者人格権を行使しないものとする。また、主演者等の確保、使用する映像及び音声に係る著作権、肖像権などの権利関係の処理・調整については受注者が行い、成果物に使用されるすべてのものは、必ず著作権等の了承を得て使用すること。
- ・成果物が第三者の著作権等を侵害したことにより当該第三者から制作物の使用の差し止め又は損害賠償を求められた場合、受注者は発注者に生じた損害を賠償しなければならない。
- ・本事業を通じて知り得た情報（個人情報を含む）は、事業実施以外の目的で利用してはならない。

(3) 機器の調達・Web サイトの仕様等について

【機器の調達】

- ・事業の実施にあたっては、レンタルサーバー、パソコン等必要な関連機器は、受注者において用意し、レンタルサーバーは事業完了日までを利用期間とすること。

【仕様】

- ・契約終了後に Web サイトの運用主体の切替があった場合も、新たなページの追加など編集が可能な仕様とすること。
- ・クライアントパソコンへの特殊なソフトウェアのインストールを行うことなく閲覧できること。
- ・公開するコンテンツについては、インターネットを介して Microsoft Edge、Safari、FireFox、Opera、Google Chrome など、インターネットを通じ可能な限り多くのブラウザで正しく表示されること。
- ・モバイルファーストの考え方を基本とし、スマートフォンやタブレット型端末等のモバイル端末画面でも見やすく、わかりやすく、利用者にとって使いやすいものとする。
- ・アクセス件数の集計、分析を行う機能を備えること。なお、アクセス件数データは、発注者においてエクセル等の汎用ソフトのファイル形式で保管できるようにすること。

【管理・運用等】

- ・受注者は、常時安定した情報の発信・更新が可能な環境を維持するため、サーバー、パソコン等関連機器の十分な保守管理を行うこと。また、ドメイン及び SSL サーバー証明書を取得し、事業完了日までを利用期間とすること。
- ・本業務の契約が終了となる場合（契約解除により終了する場合を含む。）には、レンタルサーバー等の使用に関する権限を大阪府に移管すること。
- ・ドメイン名、レンタルサーバー、SSL サーバー証明書については、大阪府名義とすること。なお、その維持に係る費用については、契約前に大阪府の確認を受けること。

- ・システムへの不正な侵入、システムの停止や障害の発生を予防し、また、障害発生時の影響を最小限とするため、万全のセキュリティ対策を講じること。
- ・定期的にバックアップ等を行い、障害が発生した際に最新の状態に復元できるようにすること。

(4) その他

- ・受注者は、不測の事態により事業を実施することが困難になった場合には、遅延なくその旨を発注者に連絡し、その指示に従うものとする。
- ・再委託は原則禁止とし、必要が生じた場合は発注者と協議の上決定すること。
- ・提案事業の実施にあたっては、事前に受注者は発注者と十分協議して進めていくこととし、その事業開始内容の最終決定に際しては、発注者は受注者と協議の上、企画提案内容から修正できるものとする。
- ・大阪府への信頼を損なわないよう、性別による固定的な役割分担意識を助長させる表現を使用しないなど、細心の注意を払うこと。また、ユニバーサルデザインに配慮すること。
- ・学校現場への周知については、府が協力する。

12. その他

- ・受注者は、契約締結後直ちに事業の実施体制に基づく責任者を指定し、発注者へ報告すること。
- ・受注者は、事業開始時まで事業計画書（事業スケジュール）を発注者へ提出すること。
- ・受注者は、契約締結後、事業の実施に際しては、発注者の指示に従うこと。
- ・受注者は、見積りの詳細について、発注者と本事業の委託契約を締結する際に協議すること。
- ・受注者は、職業安定法等の労働関係法令に違反しないよう、十分に注意すること。
- ・本事業の実施にあたり、本仕様書に明示なき事項及び疑義が生じた場合は、発注者と受注者で協議の上、業務を遂行する。